

Re-DISCOVER HYOGO ガイドブック・ポスター及びブランドロゴ制作業務 公募型プロポーザル募集要項

1 事業概要

2023年7月～9月において、兵庫県とJRグループ6社が連携し展開する大型観光キャンペーン「兵庫県JRデスティネーションキャンペーン（以下、「兵庫DC」という。）」を見据え、「Re-DISCOVER HYOGO(※1)」をコンセプトに豊かな風土・気候などに裏付けられる兵庫の地ならではの「食」を、食材産地の歴史・文化的背景や体験(※2)と合わせて広く紹介する「Re-DISCOVER HYOGO ガイドブック・ポスター及びブランドロゴ制作業務」（以下「業務」という。）の委託する者を選定するため、以下のとおり企画提案を公募する。

※1 「Re-DISCOVER HYOGO」とは、働き方や生活スタイルが変わり、休日の過ごし方にも気遣いを求められる時代に、遠方よりも1～2時間で行くことができるローカルな観光地へ足を運んでもらい、兵庫県の見たことのない風景や知らなかった文化・歴史、地域のおいしい逸品など、ローカルの楽しさと出会い、知らなかった兵庫の魅力を再発見してもらう旅の提案コンセプト

※2 ひょうご観光本部選定の「訪日外国人旅行者向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発促進事業」の対象コンテンツ

(参照 URL : <https://www.hyogo-tourism.jp/feature/explore>)

2 事業期間

契約締結日から2021年11月30日まで

3 委託費

14,000,000円以内（消費税込）

4 応募資格

- (1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。
また、複数の企業・団体の共同体（コンソーシアム）により応募することを可能とするので、代表者が申請すること。
 - ① 民間企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等）のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、また、事業を適切に運営できる個人事業主（以下「事業者等」という。）
 - ② 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
 - ③ 事業の実施にあたり、ひょうご観光本部との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
- ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

5 業務内容・スケジュール

別紙仕様書のとおり

6 応募手続き

(1) 募集期間

令和 3 年 5 月 12 日（水）～ 5 月 28 日（金）17 時必着

※ 公募型プロポーザルに参加意思がある場合は、5 月 20 日（木）までにメールにより事務局まで連絡のこと。

(2) 提出先

公益社団法人ひょうご観光本部

(3) 提出方法

直接持参又は郵送により 7 の書類を提出すること。あわせて、電子メールにて書類データの提出を行うこと。

直接持参の受付時間は、土日、祝日を除く平日 9 時から 17 時まで。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和 3 年 5 月 28 日（金）17 時までに事務局に到着するように提出すること。

(4) 応募に関する留意事項

ア 本要項については、ひょうご観光本部において配付する。

イ 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

7 提出書類

書類名	部数/様式	内容
企画提案書	10 部 (様式任意、 A4 サイズ [※] 40 枚以内または A3 サイズ [※] 20 枚以内)	・提案内容※ ・業務体制図 ・事業実績 ・事業者概要
見積書	1 部 (様式任意・押印)	必ず積算単価及び数量等を明記し「一式」という表記は極力避けること。

暴力団等の 排除に関する 誓約書	1部 (別紙様式・押印)	
------------------------	-----------------	--

※提案内容・記載事項

以下の内容を含む提案を行うこと。

- ① ガイドブック
 - ・表紙案（3案以上を提案。うち1点以上はイラスト案）
 - ・ページネーション（全頁）
 - ・中面デザイン案（4頁）
- ② ポスターデザイン案（3案以上を提案。うち1点以上はイラスト案）
- ③ 事業概要に基づいたブランドロゴデザイン案、キャッチコピー案
 - ※ただし、実際のブランドロゴ及びキャッチコピーは委託者と協議のうえ、決定する。

8 費用負担

提案にかかる全ての経費は事業者等の負担とする。

9 受託事業者等の選定

(1) 選定方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。

なお、必要に応じ、応募者に対して個別に応募函書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

- ア 企画構成 企画等のアイデア、業務内容の理解度・優良性・実現可能性 等
- イ 実施体制 業務の実施の体制、ノウハウ及び実績、関係団体等との協力関係の見込み 等
- ウ 見積額 経費の妥当性
- エ その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫 等

(2) 審査会

提案事業者のプレゼンテーションによる審査を原則とするが、応募者多数の場合は、5者以内に絞ったうえで実施する。

審査会の日時や会場など詳細は、募集期間終了後に事務局より通知する。

なお、社会情勢に応じて zoom 等によるオンライン開催も想定しているため、オンラインでプレゼンテーションができる環境を整えておくこと。

(3) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、ひょうご観光本部から提案事業者等に対して文書により通知する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「4 応募資格」に該当しない場合
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと

10 選定の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は選定を取り消す場合がある。

11 委託契約の締結

別紙仕様書参照

12 募集要項への質問

(1) 受付期間

令和3年5月12日（水）～5月21日（金）まで受付

(2) 質問方法

質問票（任意様式）を電子メールにより13の連絡先へ提出。なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

(3) 回 答

質問への回答は、原則、参加申込者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

13 問い合わせ先・書類提出先（事務局）

公益社団法人ひょうご観光本部 担当：正木
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
電話：078-361-7661（直通） FAX：078-361-7662
E-mail：masaki@hyogo-tourism.jp